

日本労働年鑑 第26集 1954年版
The Labour Year Book of Japan 1954

第三部 労働政策

第三編 労働組合・共産党・大衆運動対策

第一章 ストライキ対策

ストライキ禁止法への動き

政府はかねてから、電気、石炭、ガス、水道、交通等のストライキ禁止について検討していたが、政府すじの言明はしばしば明確性を欠き、立法するかどうか、また立法の場合はどのようなものにするかがはっきりしていなかった。しかし秋の炭労・電産のストライキを契機として、単独法としてこれを制定する方向を急速にとりはじめた。それまでに至る政府の言明をいくつかあげてみると次のとおりである。

(一)木村国務大臣は二月二六日、参議院労働委員会で次のように述べた。

(ゼネスト禁止法は)私の今作成しております団体等規正令に代るべき法案と別個の観点から出すべきものだと考えます。これは今申し上げます通り全然その目的は暴力主義的破壊活動をなし、又なさんとすることを目的とする団体に限りますから、正常なる組合運動とか正常なる政治活動をするもの、これは全く除外されております。そこで問題は労働組合運動であるのであります。これも私は正常なる労働組合運動は助成こそすれこれは規正すべきものでは断じてないと考えております。問題はいわゆるこれが正常なる枠を離れて、国家の治安を或いは紊すような場合、或いは又国家の一般人に対して非常な不安を与え、脅威を与えるような行動に出た場合のことが問題になるのであります。その場合においてはゼネスト禁止も考えられる余地があるのではないかと考えておるのであります。問題はこの団体等規正令に代るべき法案とは全然別個のものであるということは御了承を願いたいと思います。

(二)吉武労働大臣は四月一日参議院労働委員会で、次のように述べた。

労働法としては別にゼネストだからと言ってこれを禁止するという考えはございません。併し争議であって、それが大規模で而もそれが非常に国民の生活を危殆に瀕せしめるといような状況のあった場合にそれを放って置くというわけに参りませんので、そういうものを合理的な機関によって解決をするという方法はこれは考えなきゃならんという感じは持っておりますが、まだ具体的な案は作っておりません。

(三)五月七日、木村法務総裁は閣議終了後、ゼネスト禁止法の成文化を急ぎ、第一三回国会に提出したいと言明。

(四)増田自由党幹事長は五月一〇日車中で、ストライキ禁止を含む非常事態立法の構想を次のように述べた。

政府与党は破防法の修正はしない、全産業がマヒし、国家生活が停止するような緊急事態に備えるため目下法務府と自由党治安対策委で立法措置を検討中であるが、できれば今国会に提出したい。電気、ガス、水道、交通等のストについては何らかの措置が必要であるが、米国のような事業の接收、管理は考えていない。現在廃止されている行政執行法の内容を勘案し、ゼネスト禁止を含めた広範な非常事態立法としたい。

(五)ゼネスト禁止法は治安立法 吉武労相は五月一二日藤田労働代表らと会見、次のような問

答をおこなったが、その中で、ゼネスト禁止法は労働法ではなく治安立法であると語った。

(藤田総評議長代理) 公務員に争議権を与えないのは労働者の基本権を制限したものである。また緊急調整によってストを禁止することは審議会での意見が一致をみず、答申しなかった点である。これらの制限を今度の労働法改正案に盛りねばならなかったのはいかなる理由によるか。

(吉武労相) あなた方が今度の改正案に本当に反対しているかどうか私は疑問に思う。表面反対しなければならない一応の気持はわかるが、労働組合の実情は少し違っていると思う。

(長谷部法規対策部長) 占領政策による労働運動の制限を独立後もやるということはどういう判断によるのか。

(労相) 審議会の答申になかった点でも今後の見通しから必要と思われる点は取り入れなければならない。

(長谷部氏) 緊急調整で争議を禁止できるのに、その上ゼネスト禁止法を必要とするのはどういう見通しによるか。

(労相) ゼネスト禁止法は労働法ではなく治安関係の法律であり各国とも立法化されている。

(今村副議長) 労相はアメリカでもタフト・ハートレー法があるといっているが、アメリカの労働者はこの法律に反対している。総評を信頼していると労相はいっているが、総評所属の組合はすべて緊急調整に反対している。信頼できる総評に対しても緊急調整は必要か。

(労相) この前のメーデーでもあなた方は共産党を押え切れなかったではないか。今後も注意しなければ安心できませんぞ。

(石黒国際部長) 大臣は犠牲が出るとおどすが、幹部を首切りに追込むぐらいで下部組合員が改正を納得すると思っただけでは今後の労働運動の判断を誤りますよ。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
